

第五十一回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第三十三号

昭和四十一年五月十八日(水曜日)

午後二時十六分開議

出席委員

委員長 古川 丈吉君

理事 關谷 勝利君

理事 田邊 國男君

理事 有田 喜一君

理事 小淵 惠三君

理事 木村 俊夫君

理事 高橋清一郎君

理事 増田甲子七君

理事 内海 清君

理事 出席國務大臣

運輸大臣 中村 寅太君

出席政府委員

運輸技官 佐藤 肇君

委員外の出席者

専門員 小西 真一君

五月十七日

委員砂田重民君辞任につき、その補欠として浦野幸男君が議長の名で委員に選任された。

同月十八日

委員松浦周太郎君辞任につき、その補欠として砂田重民君が議長の名で委員に選任された。

五月十六日

国鉄第三次長期計画工事に地元業者の入札参加に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四四九九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
港灣運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○古川委員長 これより会議を開きます。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。内海清君。

○内海(清)委員 前会の質問に続きまして、若干お尋ねしたいと思ひます。前会、私質問いたしました、たが、なお十分理解しがたい点があるので、重複するかも知れませんが、この問題から始めたいと思ひます。

今回の改正で、一般港灣事業者に対して港灣運送の行為の種別ごとに一定率以上の直営を義務づける、そして一定の要件のもとに下請制度を認めて、さらに一方におきまして船内荷役事業者等に対しては再下請を禁止する、こういうふうになつておるわけですが、このことは、責任体制を確立する、あるいは港灣運送の円滑をはかる意味からいたしまして妥当な措置と認められるわけでありませうけれども、せっかく一定率以上の直営を義務づけながら、前会お尋ねいたした例の十六条の二項、この二項におきまして、株式の保有数——これはいろいろ省令で定める事項の中にあるわけでありませう。あるいは「運輸省令で定める密接な関係を有するもの」、こういうものについて下請を認めるということに相なつておるわけでありませう。この点いろいろ御説明いたしましたが、どうも私としては、これで下請ができるということについては、今度の改正が何のためにやられたのか、全く骨抜きになるのではなからうかというふうな気がいたすわけでありませう。御承知の港灣労働等対策審議会の答申におきま

ても、港灣運送事業の集約化の方向として系列ごとの集約を求めているのでありますが、系列化によりする従属化となつてはならぬ、こういう答申がされておるのであります。そういういたしますと、この趣旨にも反するのではなからうか、こういうふうにご考慮の点であります。この点に關しまする御所見をもう一度伺ひたいと思ひます。

○佐藤(肇)政府委員 ただいまのお話は十六条の問題だと思ひます。十六条は、従来は全部下請の禁止といふことでございまして、一部を直営すれば足りる、こういうことであつたわけでございます。したがって、元請が引き受けました仕事量に對しまして多数の下請がそのときそのとき都合によつて集まつて作業をやる、そういうことから責任といふものが明確でなかつたといふことでございまして。答申の趣旨も、一貫作業として行なわれるように集約せよといふことをいってございまして、一貫作業といふことを強調しておるわけでございますが、現実の問題をこれにいかにか近づけるかといふことではないかと思ひます。したがって、先ほど御指摘がございましたように、直営率を上げたことは、現在の法律では船内、沿岸、はしけといふような作業部門のうち、どれか一つについてその一部を直営すればいいわけでございますが、そのおのおのどれか一つにつきましては、七〇%といふものを省令で定めて直営率を高めた。それからもう一つは、その他の作業については、一つの系列といふ形でもって責任体制を明確にしたい、この系列のあり方につきましては、省令その他に明記するわけでございますが、これが従属化になるかならないかといふことが御指摘の点だと思ひます。これは株を持ち合うといふようなことも従来からやつておつたわけでございますが、そういう一つ一つの密接な関係を持ったものだけが元請と一緒になつて仕事を

やつていく、これが現在の港灣事業者の実態から見ても一番一貫作業といふものを実施し得る体制ではないか、かように考えまして、現実から出発して答申の趣旨を具現したいというのが、今回の改正案の趣旨でございます。

○内海(清)委員 どうもやかましくつてようわからぬのですが、いろいろのあれもございまして、これでも、答申でも言つておられますように、この港灣運送事業の集約化の方向として、系列ごとの集約は求めているけれども、系列化による従属化となつてはならぬ、この趣旨は、あると思ひます。そういうきらいはありませうか。

○佐藤(肇)政府委員 この株の持ち合い、それからこの法律案にございまして、二分の一以上の株を持つことによつて支配するに足る、こういうようなことは従属化ではないか、こういう御趣旨だと思ひますが、責任体制を明確にするという観点からいいますと、このような関係といふのは従来もございましてのでありまして、それを生かしてやつていく以外に方法はない、かように考へるわけでございます。また、この従属化といふことの定義でございますが、これはやはり支配することによつて支配される者が極度にいじめられるといふこと、そういうような形を従属化といふように述べたのではないかと思ひますが、現在のうちにたくさん業種がある中では、むしろこういう密接な関係といふことによつて共存をはかるという方法が一番いいのであつて、それ以外に方法はないのではないか、かように思ひわけでございます。

○内海(清)委員 御説明の趣旨、わからぬことはございませぬけれども、結局元請と下請といふのは、やはり力関係において違つたわけですね。しかも密接な関係があるといふことで、株を持ちましたり役員が派遣されたり、いろいろな関係がある。どうもやはり力の弱いほうは、元請に對して下請

のほうは、従属的になりやすいということです。その点が十分配慮されなければならぬと思うのです。そういう点から考えまして、この十六条の二項は、この法案、せつかく改正されたけれども、よほど運用の妙を得なければ骨抜きになるおそれがあるのではないか。したがって、いま御説明がございましたが、今後この法の運用にあたつては、そういう点が出てこないように、法の趣旨が十分生かされるように、これはひとつ監督行政について運輸省において措置願いたい、これを強く要望したいと思つております。この点は前会もお伺ひいたしましたので、この程度にしておきたいと思つております。

次であります。今度この下請制度の規制が非常に強化された、と申しましたが、なお一部下請が残るわけでございます。下請を一部存続するにもかかわらず、運賃及び料金は、第九條によりまして認可制である。しかも第十條によりまして、割り戻しが禁止されておるといふこともあるわけでありまして。運賃も確定運賃であり、料金もさよになつておるわけでございますので、したがつて、元請も下請も同一運賃及び料金で收受しておるのか、それともまた、この港運送料金の大部分というものは労務費が占めておるといふことが、元請の場合と下請の場合と同じ作業内容でありまして、これは同様な扱いになつておるのか。聞くところによりまして、下請の場合は一〇〇程度低いんじゃないかというふうなことも聞くのであります。その辺の実情をお知らせ願ひたいと思つて、同時にそれに対する御所見をお伺ひしたい。

○佐藤(審)政府委員 今回の改正におきましては、一貫作業体制を整えるための集約と直営率の向上というところ、再下請の禁止ということがございまして、料金については第九條の改正はないわけでございます。実情は、私もこの法律に基づいて認可いたします料金は、荷主から元請が貨物一トン扱うのにどれだけの料金をという料金でございます。元請一貫作業料金を申しております。それを下請に元請が出す場合には、個々の契約と

なつておるわけでございます。これにつきましてもいろいろと議論のあるところでございますが、それをどうするかというところは、別途港運送審議会に設けられます港運送部会におきまして、港運送事業の料金体系というものはどうあるべきかというところを御審議願つた上で、さらに合理的なものにしていただきたい、かように考えておるわけでございます。

○内海(清)委員 さらに審議会の中でこれは審議してきめたいということですが、これは元請の場合も下請の場合も、作業内容というものは私は同じだと思つて、したがつて、同一労働の同一賃金という一つの原則から見まして、ここには問題があると思つて、現在まで行なわれておりますのは、現実の問題としてはやはりそこに一〇〇程度の差があるのかどうか、その点をお伺ひしたい。

○佐藤(審)政府委員 實際に作業をいたす者が料金の中で收受する特に労務費でございますが、こゝういふものにつきまして、元請の直営する部分と下請の部分とに差異があるとは思へません。ただ料金の中にも管理的なものがございます。元請と下請の間におきまして、責任の度合いであるとか、作業の量その他によつて、これが配分されておる、かように聞いております。

○内海(清)委員 もちろん管理費でありますとか、あるいは責任体制をとるために費用が要る、これは元請が当然獲得すべきものだと思います。ただ、大部分は私は労務費だと思つて、労務費においてここに差が出てきますと、これはかなりの問題になつてくると思つて、いまの御答弁によれば、労務費に差があるとは思ふぬということでありまして、けれども、私も確かめたいわけではないけれども、一般に言われておるのでは、やはり一〇〇程度の差があるのではないか、そういうふうになつておる。この点はやはり今後のこの問題の推移において重要なことだと思つて、事務当局におかれましては十分ひとつ考えられて、そしてこれは公正な処置ができれば相ならぬと思つ

のです。もちろん、いまお話し、審議会の結果によつてということですが、審議会でもこれらも審議されると思つて、それらの点につきましても、運輸当局におきましてもなお今後十分検討されて、公正な料金、運賃というものが設定されるように、これまた強く要望しておきたいと思つております。

それから次に、港運送の関連事業の問題であります。今度の改正によりまして、直営一貫作業を規定した。これはけつこうであると思つて、あります。これらの関連事業、特に船内荷役にかかわる事業、これは届け出制になつておるわけですね。これはいかにがなものであろうか。そのことによつて、さらに新しい一つの下請制度ができるのじゃないかというふうな気もするわけでありまして、その点についてはいかにお考えになりますか。

○佐藤(審)政府委員 関連事業につきましては、答申におきまして、これらについて指導を強化していくことが望ましいというふうなことがございまして、関連事業そのものについては、私も、私どもも、実態をつまびらかにいたしておりません。しかし、これらの関連事業につきましては、港運労働法におきましては、政令指定の事業にもなつておるわけでございます。私どもは届け出制をとることによつて実態を把握して、その上で指導を強化していきたい、かように考えて、今回法案の改正を提案した次第でございます。これらの実態については、実はまだつまびらかにしてないわけでございます。しかし、これらがさらに下請されるといふことは考えられないわけでございますが、これらの事業は實際にだれに頼まれるかということになつてまいりますと、直接に荷主もしくは船舶の運航業者に頼まれるのが筋であると思つて、荷主もしくは船舶運航業者が港運送業者の一括して仕事を頼む場合には、港運送業者の下請としてやる場合がある。実態はそうではないかと思つております。

○内海(清)委員 どうもその辺の關係が、私も

実態を十分承知しておりませんので、いろいろ法案の上から考えてさうな気がいたすわけでありまして。もしこの直営一貫作業がベターであるとするならば、この届け出制というものはなくすべきではないかというふうな感じが私はいたすわけでありまして。しかしいまの御答弁を聞けば、なるほどとも思ふのですが、この点に關しましては、私も今後さらに検討してまいりたいと思つております。

これらに關連しまして料金、これはいろいろなむずかしい問題があると思つて、関連作業の料金の設定は、それぞれに連ういろいろむずかしい問題があると思つて、今回の改正では何ら規制されていない、こゝういふふうに思つておる。これに對しましてはどういうことでございまして、おるかひとつ御説明願ひたい。

○佐藤(審)政府委員 先ほど申し上げましたように、関連事業についての指導、規制を行なうということが答申の中に指摘されておるわけでございますが、まず実態を把握するというのが第一だと思つて、今回はその事項の届け出だけにしたわけでございます。実態の把握の上で、さらに料金その他についても規制することが必要であれば、その場合には料金その他についての届け出等についても考慮したい、こゝういふ考えであつたわけでございます。

○内海(清)委員 これもおおまかに分ければ、あるいは一般貨物であるとか、あるいは石炭であるとか、あるいはタンカーであるとかいうふうなもの、私は大体標準的なものと考え得るだらうと思つて、ただ個々の積み荷の場合には種々雑多でありますから、よほど実態を把握せぬと適正なものが出てこないと思つて、こゝういふと、料金に對しては標準的なもの、あるいは標準的なもの、これはいま何にもないということですね。

○佐藤(審)政府委員 この種のものにつきましても、現状は事實申し受け、こゝういふことになつておるわけでございます。先ほど御指摘がございまして、内容は種々雑多、非常に多様でございますので、今回は料金について規制するといふ

—

○内海(清)委員 最後に、これは要望になると思いますが、いまのわが国の非常に発展しつつある貿易の状況、したがって、海運の非常な発展ぶり、ことに船が大型化してくるというふうな見通しに立ちますと、この港湾施設の近代化、合理化はもちろんでありますけれども、港湾運送の円滑化、これがきわめて重要になってくると思ひます。しかし、この面が今日わが国におきましてはかなりおくれおておる、これは申し上げて差しつかえないと思ひます。したがって、これをさらにスピードアップしなければならぬ、かように考えるのであります。これら総合的な立場に立ちましてのお考え方、これは大臣来られましたから、大臣にむしろお考えをお聞きしたいと思ひます。それに対してはお考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤(憲)政府委員 大臣がお話しになる前に私から申させていただきます。

この問題は、一番最初先生が御指摘になった点でございます、五カ年計画というものが四十年から発足いたしておりますが、この進捗をはかることによって、施設を早く近代化していくということが第一だと思ひます。それから次に、この運送事業そのものが集約されて、近代的なものとして円滑に動くように、さらに、後方の道路輸送その他につきましても、次々と新しい事態が出てまいりますので、私どもがそれに絶えず目を配って、海陸輸送というものが真に調整されて円滑にいくように、絶えざる努力をしていかなければならないと思ひます。

○内海(清)委員 これは五カ年計画の面から見ましても、これで十分とは言えぬと思ひます。片一方の貿易の面なり海運の面なりは、五カ年間決してストップしていない。ますますこれは増大してくるわけですね。したがって、そういう面から申しますならば、この五カ年計画におきましてもできるだけ、ことに重点的に早くこれを施策して、そしてこの海陸の接点である港湾の整備ということがわが国の産業経済のきわめて重要なポイントになる

と思ひますので、この点につきましては、今後ひとつ十分お考えいただいて、ただ個々のこういう法案がだんだんと改められていくことによってのみではいけないのであって、やはり総合的な施策が一番必要になってくると思ひます。これにつきましても重ねて大臣の御所見をお伺いいたします。

○中村(實)國務大臣 港湾運送事業の近代化、合理化、これは内海委員が指摘をせられますように、非常に喫緊を要する事態であると政府としても承知いたしております、五カ年計画によって一歩一歩その目的を達していきたい、こういう態勢で現在進めつつあるのでございます。

○内海(清)委員 終わります。

○古川委員長 本案に対して砂田重民君外二名より修正案が提出されております。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案に対する修正案

港湾運送事業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第二項の次に加えられる第三項の改正規定中「又は船舶積貨物の荷造り若しくは荷直し」を「船舶積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船舶の清掃」に改める。

第二章中第二十二條の次に一條を加える改正に関する部分中「次の一條」を「次の四條」に改め、第二十二條の二第一項の改正規定を次のように改める。

港湾運送関連事業を営む者とする者は、あらかじめ、港務令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。当該届出をした者(以下「港湾運送関連事業者」という。)が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

第二十二條の二第二項の改正規定中「港湾運送

関連事業を営む者」を「港湾運送関連事業者」に改める。

第二十二條の二の改正規定の次に次のように加える。

(料金)

第二十二條の三 港湾運送関連事業者は、運輸省令で定めるところにより、港務令に、料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(料金の変更命令及び聴聞)

第二十二條の四 運輸大臣は、港湾運送関連事業者が前条の規定により届け出た料金が次の各号の基準に適合しないと認めるときは、当該港湾運送関連事業者に対し、期限を定めて当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱ひをするものでないこと。

2 運輸大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、当該港湾運送関連事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行なわなければならない。

3 聴聞に際しては、当該港湾運送関連事業者及び利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(料金の制りもどしの禁止及び料金の提示)

第二十二條の五 第十条の規定は港湾運送関連事業者が收受した料金について、第十二條の規定は港湾運送関連事業者が第二十二條の三の規定により届け出た料金について準用する。

第三十三條第一項及び第二項の改正に関する部分中「港湾運送関連事業者を営む者」を「港湾運送関連事業者」に改める。

第三十五條の改正に関する部分を次のように改める。

第三十五條第三号中「第三十三條の二第二項」

を「第二十二條の五、第三十三條の二第二項」に改め、「第十六條(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第五号中「第十七條の二第二項又は第二十一條」を「第十六條第六項(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)、第十七條の二第二項、第二十一條又は第二十二條の四第一項」に改め、同条に次の一を加える。

六 第二十二條の三の規定による届出をしないで料金を收受した者

第三十七條の改正に関する部分中「第三十七條第二号」を「第三十七條第一号中「第三十三條の二第二項」を「第二十二條の五、第三十三條の二第二項」に改め、同条第二号」に改める。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二十二條の三から第二十二條の五までの改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。附則第五項を次のように改める。

5 この法律の施行の際現に港湾運送関連事業を営んでいる者については、新法第二十二條の二第一項前段中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」と読み替えて、同項前段の規定を適用する。

附則第九項を附則第十一項とし、附則第六項から第八項までに二項ずつ繰り下げ、附則第五項の次に次の二項を加える。

6 第二十二條の三の改正規定の施行の際現に港湾運送関連事業者である者については、新法第二十二條の三「その実施前に」とあるのは、「第二十二條の三の改正規定の施行の日から三十日以内」と読み替えて、同条の規定を適用する。

7 前項に規定する者は、同項及び新法第二十二條の三の規定により料金を届け出るまでの間は、第二十二條の三の改正規定の施行の際実施している料金を引き続き実施することができる。この場合において、当該料金については、新法第二十二條の五の規定(新法第十條の規定を準

用する部分に限る。は、適用しない。

○古川委員長 修正案はお手元に配付してあるとおりであります。

これより修正案について提出者より趣旨の説明を求めます。砂田重民君。

○砂田委員 私は港湾運送事業法の一部を改正する法律案に対して、修正の動議を提出いたします。

修正案文はお手元に配付してございますので省略させていただきます。要点のみを申し上げます。

修正の第一点は、本港湾運送事業法改正案におきましては、新たに港湾運送関連事業を取り上げて、法規制の対象としておりますことは、港湾運送行政の一大進展と考えますが、その関連事業の中に貨物の船積みのために船倉内の清掃を業とする事業が除外されておりますので、この船倉内の清掃業を追加しようとするのが第一点であります。

第二点は、本改正案では料金につきましては何らの規制もなく自由料金となっておりますが、料金が単なる名目で実際とはきわめてかけ離れ、不適正である場合においても政府は何らこれに介入の余地がないようになっております。この点、本改正案の一つの欠陥と考えますので、ここに料金を届け出制にしようとするものであります。

その理由を簡単に申し上げますが、貨物船積みのために船倉内の清掃作業は、本来の港湾運送事業であります。船内荷役作業と不可分一体の作業であります。貨物積み込みの直前に、あるいは貨物揚げ切りの直後に必ず行なわなければならない。船倉内という特殊な危険を伴う場所での作業をしなければならぬ。きわめて短い限られた時間内にその作業を完了する必要があります。また、いろいろな貨物を積み込みますために、積み荷の損傷、変質を来す危険が多いのであります。船倉内の清掃作業は嚴重にこれを行なうて、その完了の際には必ず乗組み士官の検査を受け、特に

危険品などの積み込みの直前には、港湾運送事業法第三条第七号に掲げる事業に従事する鑑定人の検査を受けなければなりません。

こういつたきわめて重要性を持つております船倉内の清掃事業でありますので、港湾運送事業の合理化、近代化を目的といたします本法改正の趣意よりいたしまして、法規制の対象に当然入れるべきもの、かように考える次第でございます。

第二の修正点の理由といたしましては、港湾運送関連事業を港湾運送事業法の対象に今回取り上げましたのは、港湾運送事業と不可分の関係にあつて、きわめて重要性を持った事業として、その健全な発展を促し、港湾運送における適正な役割りを果たさすためであると考えます。したがつて、港湾運送関連事業の料金もまた、適正にして、かつ完全に順守されておるかいないかは、最も重要な事項であると考えからであります。

以上、述べましたとおりの理由によりまして、本改正法案は冒頭に述べました修正が適切であると考えますので、御賛同あらんことをお願いいたします。

○古川委員長 次会は、明後二十日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時一分散会

運輸委員會議録第十五号中正誤

ページ 段行	誤	正
三 一 七	あつという	あつたという
四 三 末三	飛行と	飛行を
二 五 三 三	そ思う	そり思う
二 七 一 二	お検討	検討
二 八 二 九	従事	従来

同 第十六号中正誤

一 ページ三段九行「午前十時四十分開議」は取るべきの誤り。三 ページ二段末行に「○古川委員長 さよう取り計らいます。」を追加すべきの誤り。

同 第十八号中正誤

ページ 段行	誤	正
五 三 二 五	五め	五の
五 三 二 七	踏切数	踏切道数

